

# 令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本計画

平成30年（2018年）12月20日  
第8回常任委員会決定  
令和元年（2019年）5月29日  
第9回常任委員会一部改正

令和5年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会医事・衛生基本方針に基づき、県、会場地市町及び関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、次の準備業務を推進する。

## 1 医療救護対策

### (1) 救護所及び救護本部の設置

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の傷病の発生に速やかかつ適切に対処するため、開・閉会式会場、競技会場等に救護所を設置する。

また、必要に応じ医療救護業務を統括するため、救護本部を設置する。

### (2) 医療救護体制の周知徹底

傷病発生に伴う患者の取扱いについては、パンフレットの作成・配布等により、各都道府県、宿泊施設、医療機関等に周知徹底を図る。

## 2 防疫対策

### (1) 防疫に関する知識の普及及び意識の向上

大会参加者等の感染症の発生を予防及びそのまん延を防止するため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、防疫に関する知識の普及及び意識のより一層の向上を図る。

### (2) 健康診断の実施

大会参加者等の、特に消化器系感染症の発生予防のため、宿泊施設、弁当調製施設等の業務従事者を対象とした、保菌検査（検便）等の健康診断実施の励行に努める。

## 3 食品衛生対策

### (1) 食品衛生に関する知識の普及及び意識の向上

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、宿泊施設及び食品取扱施設の営業者等に対し、食品衛生に関する知識の普及及び意識のより一層の向上を図り、あわせて自主的な衛生管理の向上を促す。

### (2) 監視・指導の実施

宿泊施設や弁当調製施設など食品取扱施設を対象に、監視・指導を行う。

## 4 環境衛生対策

### (1) 会場及び生活環境の美化

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、開・閉会式会場、競技・練習会場、河川・道路等公共の場所及び観光地等の清掃を実施するとともに、廃棄

物の不法投棄の防止を図り、会場等の美化に努める。

(2) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

競技会場等における廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底し、可能な限りリサイクルを行う。

また、リサイクルできない廃棄物については、適正な処分を行う。

(3) 宿泊施設の衛生対策

宿泊者が快適に過ごせるよう、宿泊施設に対して必要な指導等を行い、宿泊施設の衛生対策に努める。

(4) 飲料水の衛生対策

安全な飲料水を確保するため、必要に応じて水質検査等を行い、飲料水の衛生対策に努める。

(5) 衛生害虫等の駆除

生活環境の衛生保持を図るため、必要に応じて衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

(6) 動物の適正管理

会場及び宿泊施設等の周辺における動物による危害防止を図るため、動物の適正管理等の対策に努める。

(7) 受動喫煙防止対策

望まない受動喫煙が生じないように、競技会場等における受動喫煙防止対策に努める。

## 5 馬事衛生対策

馬術競技の円滑な運営に寄与するため、出場馬の防疫、健康管理、入退厩時の調整及び厩舎の衛生管理等に努める。

## 6 その他

上記のほか、医事・衛生業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。